

# 玉名市観光施設群の一体的運営に向けた 官民連携手法導入可能性調査業務

## 【仕様書】

### 1. 業務の目的

玉名市では、人口減少、少子高齢化、公共施設の老朽化、地域の活性化が大きな課題となっている。そうした中で財務・経営的及び技術的な観点からの行財政運営を推進しつつ、地域資源を活かした取り組み方策が求められている。

本業務では、玉名市天水地区に所在する草枕温泉てんすい等の観光集客施設の更なるサービスの向上、賑わいの創出を図るため、各施設の一体的な整備・維持管理・運営方法について多様な官民連携手法を比較検討し、その導入に向けた検討を行う。

### 2. 対象施設

本業務の対象施設は以下の通りである。

- 草枕温泉てんすい 用途：温浴施設
- 草枕山荘 用途：宿泊施設・キャンプ場
- 草枕交流館 用途：地域交流資料館・観光案内
- 花の館 用途：飲食施設
- 津越イベント広場 用途：イベント広場（一部 RV パーク）
- 馬水農村公園 用途：公園
- 草枕展望農園 用途：貸農園

### 3. 準拠法令等

受託者は、最新の関係法令等を遵守し、法令等に適合した業務を遂行しなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）
- (3) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- (4) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- (5) その他本業務に関係する法令及び通達等
- (6) その他本業務に関係する玉名市上位関連計画等

### 4. 業務責任者及び業務主任者の配置

本業務を遂行するにあたって、受託者は市の意図及び目的を十分に理解した上で、3 か月以上の雇用されている者で同種業務の経験ある業務責任者、業務主任者を定め配置すること。かつ、

それぞれ技術士（総合技術監理部門-都市及び地方計画）、公認会計士の何れかの資格を有している者を配置すること。

## 5. 資料等の提供と返還

- (1) 市は、受託者の要請に基づき、本件業務の遂行に必要な各種の資料、機器、情報等は無償で提供又は貸与する。
- (2) 受託者は、市から提供された資料等を前提としこれに依拠して本業務を遂行するものであり、資料等の正確性・網羅性について検証する義務を負わないものとする。
- (3) 受託者は、資料等について、善良なる管理者の注意をもって使用、保管及び管理し、本業務の目的以外のために使用してはならない。
- (4) 受託者は、本業務契約の終了等により資料等が不要となった場合または市が資料等の返還を要請した場合、資料等を速やかに市に返還する。ただし、受託者の法令遵守及び業務管理上必要とされる保管を妨げない。

## 6. 秘密保持

受託者は本業務の遂行過程で市から提供もしくは開示を受け、または業務遂行上知り得た情報のうち、次の各号に掲げる以外のもの（「秘密情報」という）を秘密として保持し、事前に市の承諾なしに、第三者に開示または漏洩してはならず、かつ本業務の目的以外のために使用してはならない。

- (1) 受託者が知り得た時点で既に公知であった情報
- (2) 受託者が知り得た後に自己の責めによらずに公知となった情報
- (3) 受託者が知り得た時点で本業務契約に違反すること無しに既に保有していた情報
- (4) 受託者が本業務契約に違反すること無しに、または本業務契約とは無関係に、独自の営業上のノウハウに基づき独自に入手または開発した情報
- (5) 受託者が第三者から適法に入手した情報

## 7. 業務内容

### (1) 業務実施計画書の提出

受託者は、本業務の実施にあたり、業務の目的を十分に把握した上で合理的かつ効率的な作業を推進するため業務実施計画書（業務内容、工程表、業務実施体制）を提出し、市の承認を得ること。

### (2) 天水地区の観光まちづくりのあり方検討

玉名市の各種計画整理や、玉名市や天水地区の現状や社会動向・観光物産の動向分析等を行い、天水地区の観光まちづくりのあり方を検討する。

### (3) 官民連携可能性調査

#### ①事業計画（骨子案）の検討

(2)を踏まえて、対象施設の事業計画（骨子案）を検討する。骨子案としては、事業目的、獲得目標、導入機能、官民の役割分担、事業手法、事業範囲、スケジュール等を想定している。

## ②マーケットサウンディングの実施

上記①の趣旨を踏まえ、マーケットサウンディングを実施する。官民連携手法における本事業に参画し得る民間事業者の発掘や、事業参画意向に係る調査を実施する。

必要に応じて、事業参画意向を有する民間事業者へは追加ヒアリングを実施し、主要事業条件に係る検討熟度を高めること。

## ③官民連携可能性評価と今後の課題の整理

上記②の結果を踏まえ、官民連携手法の導入可能性評価を行う。また、事業実施により地域の経済・社会にもたらされるメリットを測る指標についてモデル案を検討する。

## ④事業スケジュールの検討

官民連携事業として実施する場合の事業化に向けた具体的なスケジュールの検討を行う。

## ⑤今後の課題の整理

財務・経営的観点及び技術的観点から事業の実現化に向けた課題について把握し、整理を行う。

## (4) 庁内検討会議の運営支援

庁内検討会議を開催するため、会議資料の作成、必要に応じて会議への出席、資料説明及び質疑に対する回答等の支援を行うこと。

## (5) 国土交通省報告対応支援

本業務は国土交通省の補助金を受けて実施するものであり、適時国土交通省への報告が必要となる。については、国土交通省との会議を行う場合には会議への出席、必要に応じて資料説明及び質疑に対する回答等の支援、議事録（要旨）の作成を行うこと。

## (6) 成果品のとりまとめ

上記(2)～(5)の結果を踏まえ成果品としてとりまとめる。なお、成果品となる官民連携可能性調査報告書及び報告書概要版については国土交通省様式に従うこと。

## (7) 打合せ協議

本業務を遂行するにあたり打合せ協議を本業務着手時、中間、本業務最終納品時に実施すること。また、委託者からの求めがある場合は、打合せ協議に応じること。なお、その際の打合せ協議の方法（対面ないしはWEB）は問わない。

## 8. 検査

受託者は、完了検査として成果品の検査を受け、完了検査の合格をもって業務を完了する。

## 9. 成果品の納品

受託者は、以下を成果品としてとりまとめ、本業務の終了時に市に納入する。

- (1) 業務実施計画書 1部
- (2) 官民連携可能性調査報告書 1部
- (3) 官民連携可能性調査報告書（概要版） 1部
- (4) 打合せ協議録一式

- (5) その他市が指示したもの一式
- (6) 上記電子データ (CD-R 又は DVD-R) 一式

#### 10. その他補足事項

- (1) 本業務は、国土交通省総合政策局所管の先導的官民連携支援事業に選定されていることから、受託者は当該事業の募集要領や補助金交付要綱を遵守、理解して業務を実施すること。また、調査結果の報告書は当該事業の募集要領に従い提示されている報告書フォーマットに従い、作成すること。なお、業務の実施や報告書の作成等に当たり、国土交通省からの情報提供や調整等の依頼があった場合は、これに協力すること。
- (2) 受託者は、業務遂行にあたっては玉名市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第26号）に基づき適正な個人情報の取り扱いを行うこと
- (3) 成果品（業務過程におけるデータ等を含む。）は全て市に帰属する。受託者は、成果品について、市の承諾を得ずに公表又は第三者へ提供してはならない。
- (4) 本業務を再委託することを原則禁止する。ただし、市がやむを得ないと認め承認した場合はその限りではない。
- (5) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市と受託者がその都度協議のうえ、決定するものとする。

以上